

(No.420)

ごかの お知らせ

■ 後期高齢者医療被保険者証の送付及び保険料のお知らせ (町民税務課)

現在交付されている後期高齢者医療被保険者証は有効期限が7月31日までとなっています。8月1日から使用する被保険者証を7月下旬に発送しますので、8月からは新しく送付される被保険者証を使用してください。

※8月以降になりましたら、有効期限切れの保険証は処分してください。

また、平成22年度保険料率は前年度と同率となり、後期高齢者医療保険料額決定通知書を7

月中旬に送付します。
後期高齢者医療制度は75歳以上の方（一定の障害をお持ちの方は65歳以上）が加入する制度です。

○お問い合わせ 税務G（内線253）

■ 国民健康保険高齢受給者証の送付のお知らせ (町民税務課)

国民健康保険では70歳から74歳までの被保険者に「国民健康保険高齢受給者証」が発行されています。

現在発行されている高齢受給者証は有効期限が7月31日までとなっており、8月1日から使用する高齢受給者証は7月下旬に発送予定です。8月からは新しく送付された高齢受給者証をご使用ください。（8月以降にないましら現在の高齢受給者証は処分してください。）医療機関にかかる際には、被保険者証と一緒に提出してください。

○対象者 高齢受給者証とは？ (国民健康保険)

※受給者証は70歳の誕生日の翌月1日（1日生まれの方は誕生月）から有効です。該当者

には郵送で高齢受給者証を送付します。（75歳未満で後期高齢者医療被保険者の方は対象から除きます。）

○負担額 外来時の医療費の負担割合は、次のとおりです。

- 2割（平成23年3月31日まで1割）：各種控除後の課税所得額が145万円未満
- 3割：各種控除後の課税所得が145万円以上（一定以上所得者）
- ※負担割合は毎年判定します。
- ※3割負担となつた人のうち、同じ世帯の70歳以上で、国保加入者の前年中の収入金額が一定未満のときは、申請により2割負担（平成23年3月31日まで1割）となることがあります。（該当する方には通知します。）
- ・学生証（在学証明書）の写し
- ・印鑑

○申請場所 町民税務課

※一部、学校法人の認可を受けていない学校は適用されません。

※学生以外で、所得がない場合等には別の免除制度があります。お気軽にご相談ください。

○お問い合わせ 町民G（内線233）

には郵送で高齢受給者証を送付します。（75歳未満で後期高齢者医療被保険者の方は対象から除きます。）

○負担額 外来時の医療費の負担割合は、次のとおりです。

- 2割（平成23年3月31日まで1割）：各種控除後の課税所得額が145万円未満
- 3割：各種控除後の課税所得が145万円以上（一定以上所得者）
- ※負担割合は毎年判定します。
- ※3割負担となつた人のうち、同じ世帯の70歳以上で、国保加入者の前年中の収入金額が一定未満のときは、申請により2割負担（平成23年3月31日まで1割）となることがあります。（該当する方には通知します。）
- ・学生証（在学証明書）の写し
- ・印鑑

○申請場所 町民税務課

※一部、学校法人の認可を受けていない学校は適用されません。

※学生以外で、所得がない場合等には別の免除制度があります。お気軽にご相談ください。

○お問い合わせ 町民G（内線233）

国民年金は、高齢または事故に遭ったときなどに私たちの生活が損なわれるとのないよう、お互いを支え合う制度です。20歳以降の在学期間中の保険料を猶予し、社会人になってから保険料を納めてもう学生納付特例制度があります。

○対象者 今年度金婚（入籍50年目）を迎える町内在住のご夫婦（昭和35年4月1日から昭和36年3月31日までに入籍のご夫婦）

○お申し込み期間 8月13日（金）まで

対象となるのは、大学（大学院）、短大、高等・高専・専修学校等に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前の所得が原則118万円以下であるときです。申請は、毎年度必要となります。

院）、短大、高等・高専・専修学校等に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前の所得が原則118万円以下であるときです。申請は、毎年度必要となります。

○注意 五霞町に本籍地がない方は、戸籍謄本（婚姻期日が明記されているもの）をご持参ください。

○手手続きに必要なもの 戸籍謄本（婚姻期日が明記されているもの）をご持参ください。

・学生証（在学証明書）の写し

・印鑑

○申請場所 町民税務課

※一部、学校法人の認可を受けていない学校は適用されません。

※学生以外で、所得がない場合等には別の免除制度があります。お気軽にご相談ください。

○お問い合わせ 健康福祉課窓口にて申請してください。

国民年金は、高齢または事故に遭ったときなどに私たちの生活が損なわれるとのないよう、お互いを支え合う制度です。20歳以降の在学期間中の保険料を猶予し、社会人になってから保険料を納めてもう学生納付特例制度があります。

○対象者 今年度金婚（入籍50年目）を迎える町内在住のご夫婦（昭和35年4月1日から昭和36年3月31日までに入籍のご夫婦）

○お申し込み期間 8月13日（金）まで

対象となるのは、大学（大学院）、短大、高等・高専・専修学校等に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前の所得が原則118万円以下であるときです。申請は、毎年度必要となります。

院）、短大、高等・高専・専修学校等に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前の所得が原則118万円以下であるときです。申請は、毎年度必要となります。

○注意 五霞町に本籍地がない方は、戸籍謄本（婚姻期日が明記されているもの）をご持参ください。

○手手続きに必要なもの 戸籍謄本（婚姻期日が明記されているもの）をご持参ください。

・学生証（在学証明書）の写し

・印鑑

○申請場所 町民税務課

※一部、学校法人の認可を受けていない学校は適用されません。

※学生以外で、所得がない場合等には別の免除制度があります。お気軽にご相談ください。

○お問い合わせ 健康福祉課窓口にて申請してください。

迎えられるご夫婦をお祝いしますので、お申し込みください。

○対象者 今年度金婚（入籍50年目）を迎える町内在住のご夫婦（昭和35年4月1日から昭和36年3月31日までに入籍のご夫婦）

○お問い合わせ 8月13日（金）まで

9月20日（月）に高齢者福祉大会を開催します。

その中で、今年入籍50年目を

たんぽぽクラブからのお知らせ

7月は七夕製作、プール遊び、身体測定、お誕生会を予定しています。

場所：五霞第一幼稚園内（たんぽぽクラブ）
対象：さくらんぼクラス（月曜0・1才）
りんごクラス（水曜2～4才）

持ち物：上履き（親子）、水筒

★めろんクラス…来年度入園を希望されているお子さんが園生活を楽しむ体験したり、少しでも早く慣れていくよう預かり保育を行っています。（金曜10:00～PM1:50 2, 3才）

参加ご希望の方は申し込みをお願い致します。

●お問い合わせ ☎0280-84-0762（担当：邑楽）

五霞第一幼稚園・川妻保育園・子育て支援センター

（広告）